



公立高校入試の出願が始まりました

2月10日(金)に、一般入試の出願をしました。もし志願変更を希望する場合は、速やかに中学校に連絡をしてください。

一般入試 志願変更について（再掲）

- ① 普通科間の変更においては、同一群内に限り認められる。
- ② 第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り認められる。
- ③ 志願変更を行う場合、志望順位の変更を認められる。
ただし、志望順位のみの変更はできない。
- ④ 申請の可能な期間は2月14日(火)9時～15時です。
- ⑤ 志願変更の手続きは郵送ではできません。保護者の方に直接志願先の高校へ行っていただくことになります。

公立高校入試における新型コロナウイルス感染症の対応について

該当する場合には、中学校に連絡し相談してください。

検査当日に受験できない場合

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者と判定され、療養期間内ある場合。
- 濃厚接触者に該当し、かつ、新型コロナウイルスに関するPCR等の検査を受けたが、その結果が判明していない場合。

※上記には該当しないが、息苦しさ、強いだるさ、高い熱(38.0℃以上を目安)など強い症状のいずれかがある場合は、かかりつけ医などに相談するとともに、追検査の受検を積極的に検討すること。

検査当日に別室で受験できる場合

- 濃厚接触者に該当しているが、PCR等の検査結果が陰性で無症状の場合。

※自治体又は医療機関の判断でPCR等の検査が行われなかった場合は、無症状であれば、別室で受験可能。

※志願先の高校に行く際には、公共交通機関を利用せず、ほかの受験者とは別に行動すること。